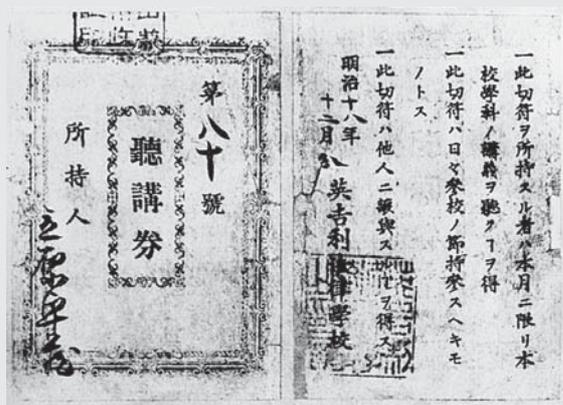


英吉利法律学校の教場心得



立原(花井)卓蔵の聴講券

英吉利法律学校の設置願には、「生徒心得」として、教員が教壇につくときは起立敬礼し、静粛に聴講する、質問は教員の許可をえてから、聴講中の喫煙禁止の3カ条が定められている。これは、東京府が決めた規則中のひながた文によったもので、各学校でも学則中に掲げることが多かった。

ついで1886(明治19)年、私法律学校監督条規により帝国大学の監督下に置かれると、本学は翌年の新学則で「生徒心得」を「教場心得」全5条に改めた。質問の決まりを削り、あらたに第一条「教場ニ出席スル者ハ必ス聴講券ヲ携帯スヘシ、聴講券ヲ持タサル者ハ教務掛ヨリ退場ヲ命スヘシ」という決まりのほか、第三条に教場内の雑談禁止、第五条で器物を汚損した場合は相当の弁償金という3カ条を追加したものである。

第一条は、新学則で月謝の納入方法が整備され、翌月分の月謝を前月末日までに納めるようになったため採用された新方式であった。月謝を納めた生徒は、会計掛から「聴講券」をもらい、それを教務掛に提示した上で講義に出席するのである。生徒にとって「聴講券」は身分証明書であり、現在の「学生証」と同じ意味をもっていた。この方式は、1931(昭和6)年の中央大学学則の「学生心得」で学生証携帯が義務づけられるまで、本学の経営と教育の土台となっていたのである。